

平成 3年 月 日

党

殿

全国青年税理士連盟

会長 小 池 幸 造

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12

代々木リビング303号

電話 03(3354)4162

消費税緊急是正に対する申し入れ書

私達は全国の3000余名の若手税理士で組織する団体です。

私達の活動は、真に国民のための租税制度および税理士制度を確立することにあり、租税制度に関する研究、提言をおこなうとともに、税理士制度の改善のために活発な活動をおこなっております。

さて消費税につき、当連盟は租税の中心原則であるべき応能負担原則に相反する租税制度であることから、廃止することが妥当であると考えます。

また今回の与野党合意による消費税の緊急是正は、同税の導入を図ろうとした政府自民党が用意した益税、運用益の緊急是正に過ぎず、同税のもつ基本的問題から国民の目をそらすものです。

貴党におかれましては、消費税の基本問題をもう一度国会において充分審議され、その存否自体を国民に問うことが、貴党の国民に対する責務であると考えます。

さらに、消費税が存続することによって一番被害を受けているのは、老人家庭、身障者、低所得者などの社会的弱者です。消費税はこれらの人々に逆進的な負担を強いる税であることから、これらの人々を救済する方法として、一定額以下の所得者の負担した消費税を概算的に軽減し、又は還付する措置を早急に講ずるよう申し入れます。